

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

山梨県小瀬スポーツ公園 陸上競技場（中銀スタジアム）

1 3密の回避

（1）換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 利用にあたっては、一人あたりの必要換気量を確保する。必要換気量が確保できない場合は、30分に1回、5分程度、窓及び出入口扉を全開にし必要換気量を確保する。
- ② 施設利用の際は、全ての出入口扉を開放して利用する。また、窓を開放したままで利用できる場合や網戸が設置してある窓については常時開放する。

（2）施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 利用人数の上限を設定し利用制限を行う。
- ② 利用時間を短縮し滞在時間の制限を行う。
- ③ 1回の利用時間は2時間以内とする。
- ④ 体育施設については、床面積等に対し一人当たり16㎡とし利用人数を制限する。
- ⑤ 体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし利用人数を制限する。

（3）人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 受付は、代表者1名により行うこととし、次の利用者まで2mの間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
- ② 受付窓口にシートカーテンを設置し遮断を行う。また、現金等受渡用のコイントレーを使用する。
- ③ 近距離での会話や発声を避けるため、共用スペースの滞留を禁止する。
- ④ 休憩の際は、他の人との間隔を2m以上確保する。
- ⑤ 施設内は、右側通行とする。

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者にも協力をお願いする。ただし、運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるよう促す。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ② 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

(3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ業務開始前に検温・体調確認を行う。なお、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- ② 利用者について、発熱や軽度であっても風邪の症状、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけを行う。
- ③ 個人利用者については、受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入していただく。
- ④ 利用者には原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらう。なお、事前に検温を行っていない場合はその場で検温を行う。

(4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 各トイレに石鹸を設置する。
- ④ 複数ある小便器は、1つおきに使用するよう表示する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

- ① 供用スペースの滞留を禁止する。
- ② 共用する備品等は、定期的に消毒を行う。
- ③ 清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。

(6) 屋外喫煙スペースの使用制限

一度に利用する人数を減らすため、人と人との距離を保つよう利用者に促す。

(7) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。〈競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等〉
- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てるよう促す。
- ③ ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

3 施設ごとの注意点等

(1) 陸上競技場

- ① 開放時間について
 - ・午前9時から午後9時までとする。
- ② 利用時間について
 - ・1回の利用時間は2時間以内とする。
- ③ 利用について
 - ・個人及び団体での利用とする。
 - ・陸上競技で使用する場合、同時間帯での最大利用者数は、100人までとする。
 - ・会議室を会議で使用する場合、同時間帯での最大利用人数は30人までとする。
 - ・更衣室は使用できるロッカー数を制限し、同時間帯での最大利用人数

は、男子更衣室 20 人、女子更衣室は 20 人とする。

- ④ エレベーターについて
 - ・エレベーターは使用させない。
- ⑤ マスクの着用
 - ・入館する際と会議等で利用する場合は必ずマスクの着用を促す。
- ⑥ 大会等の開催については、主催者により感染防止策の提出を求める。
- ⑦ 個人利用者には受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入していただく。

(2) 器具の取扱いについて

- ・器具の利用は認めない。

(大会等で使用する場合はこの限りではない)

- (3) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限
緊急事態宣言の対象地域の在住者の利用を制限する。
なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。

(4) チェックリストの作成・確認

感染拡大予防ガイドラインに基づき、毎日確認を行い、まとめて県へ
(1 週間程度) 報告する。